

# 子どもの安全とリスク・コミュニケーション

## — 「子どもの安全とリスク・コミュニケーション」研究班 4 年間の活動 —

亀井克之

子どもの安全とリスク・コミュニケーション研究班主幹  
関西大学社会安全学部教授

### 1 研究班による 研究の背景と目的

関西大学経済・政治研究所「子どもの安全とリスク・コミュニケーション」研究班は、第I期（2010年4月1日～2012年3月31日）と第II期（2012年4月1日～2014年3月31日）の4年間、研究活動を行った。この研究班は「地域社会とリスクマネジメント—子どもの安全に関する研究とリスク・コミュニケーション・ツールの開発—」をテーマに掲げて研究活動を行った。

本研究班は、子どもの安全について研究し、子どもが安全に暮らせる社会を実現するための提言やツールの開発を行って社会貢献することを目的とした。具体的には、ケータイ、インターネット、学校、個人情報、メンタルヘルスなどの事象と子どもの安全について、ソーシャル・リスクマネジメント（地域社会とリスクマネジメント）の観点から研究し、最終的にリスク・コミュニケーションのカードゲームである「クロスロード」の子ども版の一例を作成することを目標とした。

表 1 本研究班による研究の背景と目的

背景：子どもをめぐる状況の悪化
目的：①「リスクマネジメント」の枠組みをあてはめて「子どもの安全」を考える。
②リスク・コミュニケーションのゲーム「クロスロード」子どもの安全版考案。

### 2 子どもをめぐる状況

子どもは国家の社会・経済の将来的な基盤を担う存在である。日本政府は、2006年3月に閣議決定された、第3期科学技術基本計画において、「人類の英知を生む」「国力の源泉を創る」「健康と安全を守る」という3つの理念を打ち出し、そのもとに6つの大目標を設定した。その一つが「安全が誇りとなる国～世界一安全な国・日本の実現」であり、その中目標として「国

土と社会の安全確保」と並んで「暮らしの安全確保」の二つが掲げられている。このように社会の安全は、国家目標の一つとなっている。

子どもを取り巻くリスクには、さまざまなものがある。子どもに関わるリスクに対応するためには、保護者・家庭、学校、地域社会、企業、そして行政が連携する必要がある。社会的なリスクに、個人、家庭、学校、地域社会、企業、行政などのステークホルダーが連携して対応することがソーシャル・リスクマネジメントである。

#### (1) 国家の将来を担う宝を守るために

子どもの安全確保・リスクマネジメント・危機管理の実現には、本人・保護者の努力に加えて、子どもを取り巻くステークホルダーの連携が重要であり、それをリードするのが行政による施策である。

ここでは、内閣府『平成25年版 子ども・若者白書』の記述を中心にして、子どもの安全確保や育成支援のための政策について概観する。

国家の将来を担う子どもの健やかな成長は、国家のあり方に関わる重要な課題である。子どもや若者の育成を支援する施策は、家庭や学校、職場、地域社会を通じて、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの幅広い分野にわたっている。したがって、施策を推進する際に、国・地方公共団体の機関や民間団体が連携し、総合性と計画性を確保していく必要がある<sup>1)</sup>。

子どもや若者の育成を支援する施策の精神は、内閣府『平成25年版 子ども・若者白書』冒頭に掲げられた内閣府特命担当大臣の言葉に示されている。

「日本の将来を担う子どもや若者は国の一番の宝です。

子供や若者が、健やかに成長し、将来の結婚や家庭に夢を持ち、そして円滑な社会生活と幸せな家庭生活を営むことができるよう、環境を整備し、支援することは、我が国の将来に大きく関わることであり、政府の重要課題の一つです。

現在、いじめ、体罰、児童虐待、有害情報の氾濫、若年者の自殺などの問題が深刻化し、子供たちの心と命が危機的な状況にあります。また、ニート、ひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者が少なからず存在しています。さらに、東日本大震災で被災した子供や若者への支援を継続的に行うことが課題となっています。

政府は、子供・若者育成支援推進法に基づき、子供や若者一人ひとりが、健やかに成長し、社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指し、子供・若者育成支援施策を総合的

---

1) 内閣府『平成25年版 子ども・若者白書』p.90

に推進しています。]

(内閣府特命担当大臣・森まさこ「子ども・若者白書の刊行に当たって」内閣府『平成25年版 子ども・若者白書』より)

## (2) 「青少年育成施策大綱」の策定

2000年代の後半より、従来より増加傾向に合ったニートやフリーターの数が高水準で推移したり、経済格差が拡大するなど、子どもや若者を取り巻くさまざまな問題が相互に影響を及ぼしあって複雑化した。同時に、技術革新により情報化社会がさらに進展した結果、情報の氾濫や伝達手段の多様化が子どもに及ぼす悪影響が顕著となってきた。

このような社会的リスクに対応し、子どもや若者が健やかに成長していけるように、内閣府特命担当大臣（青少年育成）と有識者の懇談会や、子どもたちからの意見募集を経て、平成20（2008）年12月に「青少年育成施策大綱」が策定された。これは、平成20年12月12日に青少年育成推進本部において決定された<sup>2)</sup>。

## (3) 「子ども・若者育成支援推進法」の制定

「青少年育成施策大綱」が策定された後も、児童虐待・いじめ・少年による重大事件などが発生し、有害情報が氾濫するなど、子どもや若者をめぐる状況には依然として厳しいものがある。関連分野における知見を総合して諸課題に対応していくことが必要であると考えられ、平成21（2009）年の第171国会に政府提出法案として青少年総合対策推進法案が提出された。この法案は衆議院における修正を経て、平成21年7月に「子ども・若者育成支援推進法」（平成21法71）として全会一致で可決、成立した。同法は平成22（2010）年4月1日に施行された。

この「子ども・若者育成支援推進法」は、①国の本部組織の整備、②子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱の策定、③地域における計画やワンストップ相談窓口といった枠組みの整備、④社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供や若者を支援するための地域ネットワーク整備を主な内容としている<sup>3)</sup>。

## (4) 「子供・若者育成支援推進法」に基づく大綱の策定

平成22（2010）年4月1日に施行された「子ども・若者育成支援推進法」の第26条に基づいて、内閣府に「子ども・若者育成支援推進本部」が設置された。この本部の所掌事務は、大綱を作成し、実施を推進することなどにある。本部長は内閣総理大臣が務め、副本部長は内閣官房長官と青少年育成を担当する内閣府特命担当大臣が務める。本部員は国家公安委員会委員

---

2) 内閣府『平成25年版 子ども・若者白書』p.90

3) 内閣府『平成25年版 子ども・若者白書』p.90

長、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣とそれら以外の国務大臣のうちから内閣総理大臣が指定する者である。

「子ども・若者育成支援推進法」第8条は、子ども・若者育成支援推進本部が「大綱」を策定することを規定している。これに基づき、まず平成22年4月2日に開催された第1回の本部会議で「子ども・若者育成支援推進大綱の作成方針」が決定された。さらに、国民や地方公共団体からの意見募集などを経て、同年7月23日に、「子ども・若者育成支援推進法」法に基づく大綱として「子供・若者ビジョン」が決定された<sup>4)</sup>。

### 3 子どもに関わるリスク 内閣府『子どもの安全に関する世論調査』より

本研究班の奈良由美子・委嘱研究員（放送大学教授）は、2011年の著作の中で、三菱総合研究所『国民の安全・安心の確保のための科学技術に関する調査報告書』（2009年2月、文部科学省科学・科学技術試験研究委託事業）に基づいて、子どもに関係するリスクとして表2に示すものを列記している<sup>5)</sup>。

表2 子どもに関係するリスク

•いじめ •差別 •非行 •教育費の増加 •子どもからの暴力行為 •不登校 •万引き等青少年犯罪 •子どもへの虐待 •子どもを対象とした犯罪
---

こうしたリスクに影響を及ぼすハザード（環境・状況）の変化として、インターネット、携帯電話、さらにはスマートフォンの普及がある。リスクがペリル（実際の事故・事象）となって、子どもたちに危害を及ぶと、心身のロス（損害）が生じるわけだが、近年、死傷という身体的なロスに加えて、心理面のロス（メンタルヘルスの不全）が顕著になってきた。

ここでは、子どもを取り巻くリスクの中でも、携帯電話・スマートフォンのリスクについて取り上げる。

#### (1) ケータイ・インターネットのリスク

携帯電話には、①いつでも連絡が取れる、②GPS機能によって居場所がわかる、③防犯ブザーの付いた機種があるなどのメリットがある。その反面、携帯電話を通じてインターネット接続することによって、(a)迷惑メールやなりすまし詐欺などの被害に遭う、(b)ケータイを利用した犯罪に巻き込まれる、(c)高額な利用料金となる、(d)携帯電話依存により学習時間が減る、(e)

4) 内閣府『平成25年版 子ども・若者白書』p.91.

5) 奈良由美子『生活とリスクマネジメント』放送大学教育振興会、2011年、p.46.

有害情報に接する、(f)出会い系など有害サイトに関与してしまう、(g)交流サイトでのトラブル、(h)迷惑メールやチェーンメールが送られてくる、さまざまなデメリットがある。

(2) 子どものスマートフォン利用に関連するリスク

内閣府が平成25年(2013年)7月に実施した『子どもの安全に関する世論調査』<sup>6)</sup>によると、子どもがスマートフォンを利用することについて、不安を「感じる」とする回答者が71.9% (「感じる」46.4%・「どちらかといえば感じる」25.5%)、「変わらない」とする回答者がた者が6.7%、「感じない」とする回答者が13.5% (「どちらかといえば感じない」7.0%・「感じない」6.6%)であった<sup>7)</sup>。

具体的な不安の内容(図1参照)は、「インターネット上のウェブサイトやアプリを利用することにより、他者とのトラブルや犯罪被害に巻き込まれるおそれが高くなること」を挙げた回答者が72.4%、「インターネット上で子どもに悪影響を与える情報を閲覧するおそれが高くなること」を挙げた回答者が69.0%であった<sup>8)</sup>。

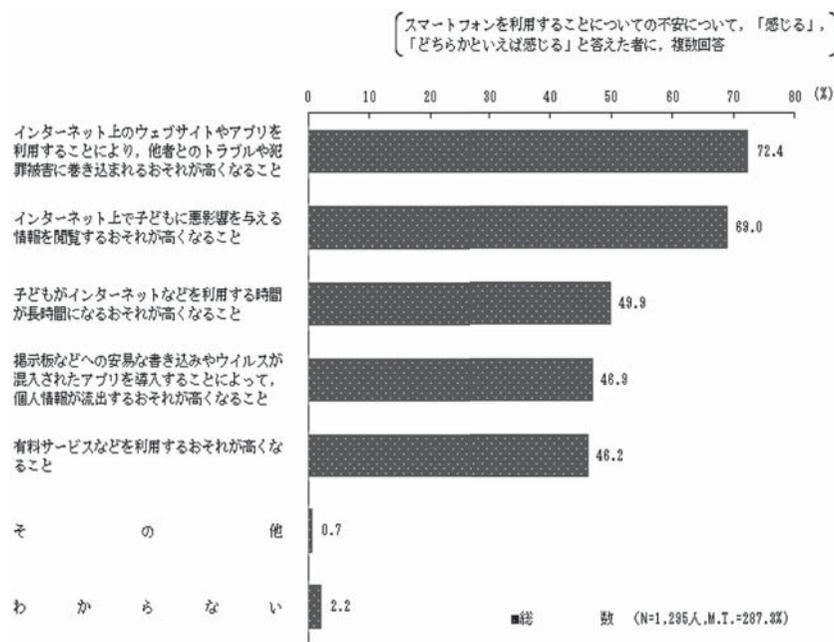


図1 不安の内容  
出所) 内閣府『子どもの安全に関する世論調査』(2013年7月)

6) 内閣府『子どもの安全に関する世論調査』平成25年(2013年)7月実施、<http://www8.cao.go.jp/survey/h25/h25-kodomo/index.html> 2013年9月9日

7) <http://www8.cao.go.jp/survey/h25/h25-kodomo/zh/z05.html>

8) <http://www8.cao.go.jp/survey/h25/h25-kodomo/zh/z06.html>

特に、子どもがコミュニティ・サイトを利用することについて、危険だと「思う」回答者が80.0%（「思う」49.4%+「どちらかといえば思う」30.6%）、「思わない」回答者が11.7%（「どちらかといえば思わない」7.6%+「思わない」4.1%）であった<sup>9)</sup>。

### (3) 子どものケータイ・インターネット利用に関わるリスク対応

子どもがインターネットを利用するに当たって、どのような安全対策をとればよいかについて、内閣府『子どもの安全に関する世論調査』では次のような結果が示された。（図2参照）複数回答可の質問に対して、回答者の割合はそれぞれ「信頼できないサイトからはソフトウェアをパソコンに入れない」51.0%、「信頼できないサイトからはアプリをスマートフォンに入れない」46.5%、「目の届かないところでインターネットを利用させない」35.4%、「スマートフォンのフィルタリングの実施」33.6%、「パソコンにウイルス対策ソフトを導入し、最新の状態に維持する」33.3%、「パソコン用のフィルタリングの実施」31.6%、「スマートフォンにウイルス対策ソフトを導入し、最新の状態に維持する」29.2%、「わからない」14.4%であった<sup>10)</sup>。

## 4 子どもの安全に関連する分野のひろがりー研究班員の専門分野よりー

本研究班では、自然災害に対する防災・減災以外の分野を中心にして、子どもの安全にアプローチした。研究班の構成は次のとおりで、それぞれの専門分野から研究に取り組んだ。

表3 「子どもの安全とリスク・コミュニケーション」研究班の構成

岡田 朋之	関西大学	総合情報学部	教授	→	社会学	ケータイ	メディア
久保田賢一	関西大学	総合情報学部	教授	→	教育工学	教育	
高野 一彦	関西大学	社会安全学部	教授	→	法学	情報法	個人情報保護
亀井 克之	関西大学	社会安全学部	教授	→	経営学	ソーシャル・リスク	マネジメント
金子 信也	関西大学	社会安全学部	助教	→	医学	メンタルヘルス	
尾久 裕紀	立教大学	現代心理学部	心理学科特任教授	→	医学	メンタルヘルス	
奈良由美子	放送大学	教授	→	生活科学	生活リスク	マネジメント	
石井 至	石井兄弟社	代表取締役	→	金融工学	受験塾	産業	

## 5 リスク・コミュニケーション ゲーム「クロスロード」の「子どもの安全」版

リスク・コミュニケーションのゲーム「クロスロード」は、リスクについてどのように考え、どのように対応するかについて、さまざまな意見や価値観を参加者と共有することを目的とし、自らアクティブに考え、異なる意見・価値観の存在に気付くことに主眼をおいて開発されたゲ

9) <http://www8.cao.go.jp/survey/h25/h25-kodomo/zh/z07.html>

10) <http://www8.cao.go.jp/survey/h25/h25-kodomo/zh/z09.html>

ームである。開発者は京都大学の矢守克也教授である。

危機管理では、「二者択一」を迫られるような状況に直面する。クロスロードは、そんな非常事態を疑似体験して、判断力を磨くためのゲームである。クロスロードとは、英語で「岐路」、「分かれ道」を意味する。災害対応や危機管理は、ジレンマを伴う重大な決断の連続である。実際、1995年の阪神大震災では、神戸市職員が難しい判断を迫れた状況が数多くあった。この貴重な体験を素材とし、リスク・コミュニケーションを疑似体験するためのゲームとしてクロスロードは作成された。

当研究班の研究員によるクロスロード「子どもの安全」版をいくつか紹介する。

(1) 例(1) 石井至・委嘱研究員による「お受験」バージョン

① あなたは：東京に住む、5歳の子どもの持つ親

状況：子どもが幼稚園の年長さんになった。学区の公立小学校は学級崩壊があるなど評判はすごぶる悪い。しかし、私立小学校に行かせるにはお金がかかるし、通学にも時間がかかり心配だ。ここであなたは、私立小学校受験をさせる？

YES (受験させる) or NO (受験させない)

(2) 例(2) 奈良由美子委嘱研究員による「生活とリスク」バージョン

① あなたは：小学4年生の子どもの持つ親

状況：南海トラフ巨大地震が発生すると30分で津波が到達すると試算される太平洋沿岸に住んでいる。平日の午前11時、大地震が発生。学校にいる子どものことが心配だが、家族防災会議では「地震が来たら、家族を捜したり待ったりしないで、それぞれがすぐに高台にある避難所に逃げること」と決めてある。あなたは学校に寄らないで高台の避難所に直接逃げる？

YES (直接逃げる) or NO (直接逃げない)

② あなたは：4歳と8歳、12歳の子どもの持つ母親

状況：家計は楽ではないが、子どもが日に日に成長してゆくことが何よりも嬉しい。土用の丑の日に子どもたちにうなぎを食べさせようとスーパーに買い物に出かける。すると、外国産のうなぎが特売に。しかしインターネットの個人のブログで、外国産うなぎは危険だと書かれていたのを見たことがあって、気になる。あなたは外国産のうなぎを買う？

YES（買う）or NO（買わない）

③ あなたは：5歳と10歳の子どもを持つ父親

状況：仕事はとても忙しいが順調であり、次のプロジェクトを成功させれば昇進できる可能性も高い。最近、地域で不審者が出没。子どもも妻も不安がっている。そこに、「地域で自主防犯組織を立ち上げるので是非参加してほしい」との依頼。参加したいが、休日だけでなく平日にも動員がかかり、相当な負担になりそう。あなたは自主防犯組織に参加する？

YES（参加する）or NO（参加しない）

(3) 例（3）高野一彦研究員による「個人情報」バージョン<sup>11)</sup>

① あなたは：学習塾の経営者です

状況：B君は17歳で、この学習塾の塾生ですが、現在お母さんと暮らしており、お父さんとは別居中だそうです。あるときB君のお父さんから、「B君の住所を教えて欲しい」といってきました。「親権者」なのだから、こどもの居所を知るのは当然の権利であると主張しています。あなたはこの主張が正しいと考えて、B君の住所をお父さんに教えるべきでしょうか？

YES（教える）or NO（教えない）

② あなたは：市役所の職員

状況：住民A氏から個人情報保護条例に基づき、住民A氏の15歳になることもB君が通

---

11) 「個人情報」バージョンには回答がある。以下は高野一彦教授から寄せていただいた解説である。

【①回答】民法では15歳を超える者は意思能力があるとされ、法定代理人のみならず本人の意思確認が必要とされています。その根拠は「満十五歳に達した者は、遺言をすることができる（民法961条）」、「養子となる者が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、縁組の承諾をすることができる（民法797条）」などから導き出しています。例えば東京都個人情報保護条例運用規則や、兵庫県個人情報保護条例運用規則においては、未成年者等の個人情報の開示請求に関しては、法定代理人のみならず本人の許諾の意思確認（署名押印）を求めています。

【②回答】前ケース1と同様に、B君は満15歳を超えており、民法上は意思能力が備わっていると考えられるため、個人情報保護法に基づく親権者による個人情報の「開示の求め」は、親権者のみならず本人の承諾が必要であると考えられます。

【③回答】本ケースは行為能力に関する問題です。民法では未成年者には法律行為を行う行為能力は備わっていません。したがって19歳であるA君が当事者となってビデオレンタルショップと締結したビデオ・DVDの貸借契約は、A君のご両親が取り消すことができます。

う市立中学校の成績表の開示請求がありました。中学校にたずねたところ、B君は「お父さんには成績表を見せて欲しくない」といっています。あなたは、A氏の開示請求に応じて、B君の成績表を開示しますか？

YES（開示する） or NO（開示しない）

③ あなたは：ビデオレンタルショップの経営者

状況：19歳の大学生A君は、ビデオ20本を借りて2か月間延滞してしまったため、同居するA君のご両親に延滞料36万円を請求しました。ご両親は、「私の許可なく未成年者を勝手に会員にして、ビデオを貸したショップが悪いので、契約自体が無効だ」と主張しています。

あなたはそれでも36万円の延滞料をA君のご両親に請求しますか？

YES（請求する） or NO（請求しない）

(4) 例（4）岡田朋之研究員による「ケータイ・スマホ」バージョン

① あなたは：高校生

状況：友達から恋の悩み相談を受けた。時間は午前0時過ぎ、今日は期末試験。でも、まだ話し足りない。もう少しメール（またはLINE）を続けますか？

YES（続ける） or NO（やめる）

② あなたは：高校2年生女子の保護者

状況：クラス担任から「お子さんがクラスの友人とやっているネット掲示板に、友人を誹謗中傷するような書き込みをおこなって、友人がひどく傷ついている」と、該当ログの証拠とあわせて申告があった。

担任は娘を呼んで注意したのだが、「全く身に覚えがない」と否認して泣き出す始末。しかしログデータの証拠も出されているので「お子さんが関わっていることは否定できない。親御さんからも諭してやってほしい」と言われた。

担任からは娘が発信した証拠としてのログのプリントアウトを見せられたので、やはり罪を認めて謝罪するように諭しますか？

YES（謝罪するよう諭す） or NO（謝罪するよう諭さない）

## 6. おわりに

本研究班の最終的な研究成果は、『子どもの安全とリスク・コミュニケーション』（関西大学出版部、2014年3月）として刊行する。また、本研究班が開催した研究会、公開セミナー、産業セミナーの資料と講演録については、『調査と資料 子どもの安全とリスク・コミュニケーション』（関西大学経済・政治研究所、2014年3月）に収録する。また第I期の2012年3月段階までの研究成果については、『研究双書第155冊 子どもの安全とリスク・コミュニケーション』（関西大学経済・政治研究所、2012年3月）と『調査と資料 第109号 子どもの安全とリスク・コミュニケーション』（関西大学経済・政治研究所、2012年3月）にまとめたので、合わせて参考にされたい。

本研究班は、国家の宝である子どもたちが安全で安心な生活を営み、健やかに成長していくことに、少しでも貢献しようと研究活動を行ってきた。本研究班の研究成果が、リスクマネジメント、子どもの安全、リスク・コミュニケーションなどに関心のある方に参考となれば幸いである。